

大会名称 第49回 バトントワーリング埼玉県大会

開催日時 令和5年 9月23日(祝・土) 10:00～12:00 (予定)

開催会場 富士見市立市民総合体育館

主催 埼玉県バトン協会

後援 埼玉県 埼玉県教育委員会 富士見市 富士見市教育委員会
(予定) 読売新聞さいたま支局 埼玉新聞社 テレビ埼玉
日本バトン協会関東支部 他

趣旨 本実行委員会の目的である「バトントワーリングの活動を通して豊かな情操と音楽感性を育て、青少年の健全育成と心身の健全発達に寄与する。」の精神のもと、県内の各チームが一堂に集い、感動の演技を披露し合う中で、活動の一層の充実向上と各団体相互の交流をはかり、ひいては地域社会の活性化と音楽文化の向上に資することを目的とする。
伸び伸びとした演技の中で「より美しいもの、より楽しいもの」へ憧れの心が育つことを願い、また演技を競い合う中で「より高度な音楽性豊かなもの」へ挑戦する若いエネルギーが培われることを願う。

1. 出場資格

- (1) 参加団体は、埼玉県内の団体で令和5年7月20日(木)現在、一般社団法人日本バトン協会に団体加盟登録していること。
なお、バトン協会に加盟の団体は、補欠2名を含め、出場者全員が学校団体または一般団体に構成員登録をしていること。
- (2) 参加団体は、次にあげる手続きを所定の期日迄に完了していること。
 - ① 参加申込書の提出 令和5年7月24日(月) 必着
 - ② 以下にあげる参加費の納入 令和5年7月24日(月)
 - ・ 1名につき2,000円×構成メンバー数
(コンテスト部門は補欠の2名も含む)
 - ・ 1団体につき5,000円
- (3) 参加団体は、参加団体調査書、構成メンバー表、プログラム原稿をデータにて7月24日(月)迄に提出すること。
- (4) 構成メンバーに変更が生じた場合は、届出を行うこと。8月18日(金)までに、大会事務局までメールにて連絡する。但し、構成メンバー数は、参加費を納入した人数以内であること。なお人数減があった場合、参加費の返金を行わない。コンテスト部門においては、補欠メンバーの登録を行い、補欠メンバー以外の変更は認めない。
- (5) 参加に関わる各団体個々の経費は、参加団体の負担とする。
- (6) 参加団体において、大会の目的及び趣旨に著しく反した行為があった場合は、次の大会への出場を認めない場合もある。
- (7) それぞれの部門の「音楽著作権」に関する手続きを行い、必要書類を提出すること。
- (8) フェスティバル部門は、日本バトン協会未登録団体でも参加可能、構成員未登録でも可 1名につきの参加費2500円となる。

2. 部門

- (1) コンテスト部門
- (2) フェスティバル部門

3. 演技フロアおよび入退場

- (1) 演技フロアおよび待機エリアは後記の通りとする。
- (2) 演技は、左右の演技ラインの範囲とする。
- (3) 正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。
- (4) 演技フロアのラインや目印は演技の目安にするもので、審査に何ら関係ない。
- (5) 構成メンバー・登録引率者の演技フロアへの入場は、実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。
- (6) 構成メンバー・登録引率者は、それぞれの部門の規定に従って入場し、みなし退場ラインを通過して退場すること。(登録引率者は演技中、指定された席で待機)
- (7) 演技中の不慮の事故について、“このままでは演技者が危険である”と判断した場合、登録引率者がフロアに入ることができる。
- (8) 登録引率者は手具の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一、

設置場所などに誤りがあった場合には、事故を防止する観点から演技開始前にフロアに入って指示ができる。但し、演技開始後の補助は認めない。

4. その他(緊急対応等)

- (1) 大会運営や他の出演団体に著しく迷惑のかかる行為があった場合は実行委員会で検討を行い、該当団体の関東大会や次年度の大会への出場を認めない場合もある。なお本大会では罰則(減点等)は特に設けない。
- (2) 出演時間に間に合わなかった場合について
大会実行委員長が以下のどちらかであるかを判断し、対応を実行委員会で検討する。
(理由がやむをえないと判断される場合)
可能な限り、団体の不利益にならない形で出場できるように対処する。
(上記でない場合)
審査対象外とする。但し可能な限り演技を発表できるように対処する。
- (3) 大会開催が不可能であることが事前に判明した場合について
以下の対応を原則として、細部やその他については実行委員会で検討する。
(中止の決定と連絡方法)
大会実行委員長が最終判断を下し、直ちにホームページで周知する。
参加団体には、直接連絡する。
(関東大会への推薦団体の決定)
実行委員会で決定する。
- (4) 大会開催中に地震等で演技が中断した場合について
以下の対応を原則として、細部やその他については実行委員会で検討する。

(継続・中止の決定)
演技中に地震等があった場合は、演出部よりストップをかけ中断した上で、大会継続が可能かどうかを実行委員長が判断する。
(継続が可能な場合)
演技を中断した団体が、最初から演技をやり直して再開、進行する。
(継続が不可能な場合の表彰、関東大会への推薦団体の決定)
緊急事態が発生した時点で演技をしたしなないに関らず、大会を中止する。なお終了している部門はその結果を有効とし、関東大会への推薦に反映する。終了していない部門に関しては、実行委員会で決定する。

5. 感染症拡大防止対策について

参加にあたり、各団体の責任の下、検温・健康観察を確実に実施すること。特に以下に挙る事項に該当する方は、会場への出入りを行わないようにすること。

- 当日の体温が37.5度以上ある者
- 新型コロナウイルス感染症の自宅待機期間であるもの。

コンテスト部門実施規定

1. 構成

(1) 構成メンバーの年齢等により、次の部に区分する。

- ① 小学校 単一加盟団体もしくは複数の加盟団体の小学校構成であること。
- ② 中学校 単一加盟団体もしくは複数の加盟団体の中学校構成であること。
- ③ 高等学校 単一加盟団体の高等学校構成もしくは同一学校法人内の中等高等学校の構成、複数の加盟団体の高等学校構成であること。
- ④ 大学 単一加盟団体もしくは複数の加盟団体の大学構成であること。
- ⑤ U-12 単一加盟団体で、7才以上12才以下でメンバーが構成されていること。
*2024年4月1日までに繰り上がる年齢
- ⑥ U-15 単一加盟団体で、7才以上15才以下でメンバーが構成されていること。
*2024年4月1日までに繰り上がる年齢
- ⑦ U-18 単一加盟団体で、7才以上18才以下でメンバーが構成されていること。
*2024年4月1日までに繰り上がる年齢
- ⑧ OPEN 単一加盟団体で、7才以上でメンバーが構成されていること。
*2024年4月1日までに繰り上がる年齢

(2) 人数はいずれの部も4名以上とする。

(3) 団体および構成メンバーの大会出場は、学校部門(①～④)、一般部門(⑤～⑧)で、各1回ずつまでとする。その際の個人参加費については、各々のエントリーに発生する。

2. 演技

(1) 演技

- ① 衣装、使用曲等の演技にかかわるすべてにおいて国歌、国歌を編曲された楽曲及び国旗の使用は不可とする。
- ② (ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用は可とする。
(イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

【補足】

「器物」バトン・コスチューム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いるものを総称したもの。 *器物の使用は不可とする。

「特殊効果」乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたすべてのもの。 *特殊効果の使用は不可とする。

(2) 使用曲

① 使用曲は自由とする。

② 使用曲の長さは以下の通りとする。

- (ア) 小学校 中学校 U-12 U-15 3分00秒以内 (過分5秒可)
- (イ) 高等学校 大学 U-18 OPEN 3分30秒以内 (過分5秒可)

(3) 演技フロア

①演技フロアは別記の通りとする。

②演技フロアの入場は出場メンバーのみとする。

(ア) 出場メンバー数に則した登録引率者と補欠は実行委員会が指定した導線を使用すること。指定された席で静粛に待機し、声援、指示等は不可とする。

(4) 入退場

①演技フロアへの入退場は実行委員会が指定した入場口より入場し、退場口より退場すること。

(ア) 係員の合図に従い、速やかに入場すること。

(イ) 入場口の再入場・追加入場は禁止とする。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(5) 計時

小学校 **中学校** **U-12** **J-15**

①演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は4分00秒以内とする。
(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。)

②審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

*使用曲の長さを事前に提出すること。

*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。

高等学校 **大学** **J-18** **OPEN**

①演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は4分30秒以内とする。
(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。)

②審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

*使用曲の長さを事前に提出すること。

*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。

3. 演技用音源

(1) CD-Rを使用するものとし、CD-Rの保管・管理は、各団体の責任とする。

(2) 演技用CD-Rは、音楽著作権使用許諾を受けたCD-Rを使用すること。録音をする場合には、録音利用許諾を受けていること。音楽用CDプレーヤーで再生できるものとする。

(3) 登録引率者の1名が、演技に使用するCD-Rを音響席に持参し、作動および停止の合図を行うこと。作動合図は「スタート」停止合図は「ストップ」の語を使用すること。

(4) 各団体の音響担当者は、大会当日、指定の時間に音量確認を行うこと。

(5) 音量調整が必要と確認した団体の音響担当者は、音響担当係員の指示に従うこと。

5. 著作権

- (1) 著作権法を遵守し、以下の手続きを行い、必要書類を提出すること。
 - ①関係のレコード会社等に、該当楽曲をCDに録音して演技用音源として使用する旨の申請をし、「音源使用許諾書」を発行してもらう。なお電話(口頭)で許諾がおりた場合は、事務局所定の用紙(音源使用許諾確認書)に必要事項を記入して提出するものとする。
 - ②「録音利用明細書」「演奏利用明細書」および「著作権に関する確認書」に必要事項を記入し、「音源使用許諾書」とともに**7/24(月)**までに提出する。このとき、音源使用許諾に伴う支払いの「領収書のコピー」を併せて提出すること。
なお、レコード会社より発行される「音源使用許諾書」が、**7/24(月)**までに間に合わない場合は、大会事務局まで連絡する。(提出締め切り8月中旬ぐらい)
- (2) 日本音楽著作権協会(JASRAC)に支払う使用料(演奏利用料金および録音利用料金)は主催者が負担する。但し、大会事務局の指示があったにもかかわらず特定の楽曲を使用したことにより(または出演団体が必要な手続きを行わなかったために)、日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して莫大な使用料が発生した場合は、その楽曲を使用した団体にその使用料の一部または全額を負担していただく場合がある。
- (3) 編曲や演奏、音源使用等をするにあたり、出版社やレコード会社等から料金が請求された場合は、各団体が負担するものとする。
- (4) 大会事務局は、著作権法上、出演団体が明らかに使用の認められない楽曲を使用していることが事前に判明した場合、出演団体に対して楽曲変更等の指示ができる。

6. 登録引率者

※本規定は関東大会とは異なることがありますのでご注意ください

- (1) 登録引率者は、部門によって以下の通りとする。
 - ・30名以下の団体は3名まで(音響席での合図を行う1名を含む)
 - ・31名以上の団体は10名増す毎に1名追加(31~40名の団体の場合は4名)
- (2) 登録引率者は出演者と同じエリアを通行できる。
- (3) 構成メンバー・登録引率者は客席に入ることはできない。
- (4) 出演者席には構成メンバーおよび登録引率者のみが入ることができる。

7. 審査

- (1) 審査委員長1名は、審査・審判業務を円滑に遂行する。
- (2) 審査員は3名とし、全体的効果・作品完成度・パフォーマンスを総合的に審査する。
- (3) 審判員は2名とし、人数・編成・時間・フロア・入退場・事故・音響について審判する。
- (4) 規定に反した場合は注意・警告とし、減点を行わない。

8. 成績および表彰

- (1)各審査員は100点法（小数点なし）で採点する。
- (2)3人の審査員の席次点合計の少ないほうを上位とし順位を決定する。
- (3)席次点合計が同点の場合は、3人の審査員の合計点を平均し、得点の高い方を上位とする。
更に平均点が同点の場合は、審査員3人の投票により上位を決定する。
- (4)得点により、全出場団体に以下のいずれかの賞を授与する。
80点以上は金賞、70点以上80点未満は銀賞、70点未満は銅賞
- (5)推薦枠があっても、関東大会に推薦されないことがある。
- (6)特別賞を設け授与することがある。

フェスティバル部門実施規定

1. 構成および編成

- (1)バトントワーリングを中心とした演技とする。
- (2)構成メンバーの年齢構成及び編成等は自由とする。
- (3)バトントワーリング部門との重複参加は可とする。但し、その際の個人参加費については、各々のエントリーに発生する。

2. 演技時間

バトントワーリング編成の演技時間は4分30秒以内とし、計時はアナウンスの合図からみなし退場ラインをすべての構成メンバーと器物が出た時点までとする。

3. 演技用音源

- (1)CDまたは、CD-Rを使用するものとし、CDの保管・管理は各団体の責任とする。
- (2)録音する場合には、録音利用許諾を受けていること、加えて市販のCD1曲をそのまま使用することはできる。その場合は大会当日に使用するCDを持参すること。
録音許諾申請、録音利用明細書の提出は不要

4. 講評

講評は3名とし、全体的効果・作品完成度・パフォーマンスを総合的に講評する。

参加申し込み先

メールにて7月24日（月）までに下記
までお願いいたします。

se-ra-zu@jcom.zaq.ne.jp

第49回埼玉県大会事務局
担当 新島

振り込み先（郵便局）7月24日（月）締め切り

口座番号 記号 00120
番号 5-485681
口座名称 埼玉県バトン協会

○当日 入場は無料です。

○団体説明会、抽選会はありません。
参加団体には後日、スケジュール等は
お知らせいたします。